

# 女性教員比率向上および上位職登用へ向けたガイドライン

平成 29 年 2 月 24 日  
男女共同参画推進委員会決定

## 趣旨・目的

本学における女性教員・研究者の割合は平成 29 年 1 月現在において 17.9%となっており、徐々に増加する傾向にあります。しかし、多様な視点や発想を教育および研究の現場で活かし、次世代のロールモデルとしての活躍を促進するためには、意思決定を行う上位職を始め、女性教員・研究者の比率向上に向けた取組をさらに加速させることが求められます。

本ガイドラインは、第 3 期中期目標・中期計画で定める目標値を踏まえ、特に「教員における女性の割合」ならびに「上位職者（准教授以上）女性の割合」について、第 3 期中期目標・中期計画中に取り組むべき事項について記載するものです。

## 取り組むべき事項

### 大学として

- 「女性教員の上位職への登用のためのポジティブアクション」（平成 28 年 6 月学長決定）の適正な運用により、女性教員の上位職登用を推進する。
- 教員採用審査における無意識のバイアスを払拭するために、公募から選考までのチェック体制を構築する。
- 若手教員比率の目標達成も見据え、厳しい財政状況においてより効果的・効率的な人員配置・登用が実現できるよう人事制度等委員会、財務委員会などの関連委員会との横断的な協議・検討を行う。
- 各部局の状況を定期的に確認し、目標達成のために見直しが必要な方針については、適宜各部局の長と協議する。

### 各部局として

- 各部局における教員選考委員会において、応募者の多様性を確保するための取組を実施する。
- 第 3 期中期目標・中期計画に定める目標値の達成と部局の現状を踏まえ、採用者を女性に限定した教員公募などの具体的な方策を実施する。
- 第 3 期中期目標・中期計画期間終了後も視野に入れ、在籍する女性教員について適正な評価に基づいた上位職登用を図る。